

2021年11月10日

お客さま 各位

東海労働金庫

## マイナンバー告知のお願い

日頃は東海ろうきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

東海ろうきんでは2016年1月から開始されましたマイナンバー制度に基づき、法令上、お客さまの個人番号（以下、「マイナンバー」といいます。）を記載した支払調書等の作成が必要なお取引や、税制上の優遇措置があるお取引等に関しまして、お客さまにマイナンバーの告知をお願いしております。

また、2015年12月31日以前より投資信託口座、債券口座をお持ちのお客さまにつきましては、2016年1月から6年間の猶予期間が設けられておりましたが、2021年12月31日をもって猶予期間が終了し、2022年1月以後最初に売買代金や配当金等の支払を受ける時までにはマイナンバーの告知が義務化されました。

つきましては、マイナンバーを告知いただいていないお客さまにおかれましては、お早目に告知いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点は下記のご連絡先までお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

東海労働金庫 お客さまセンター TEL：0120-226-616（平日9：00～18：00）